

市有財産売払いのご案内

(一般競争入札用)

申 込 締 切 日 令和6年4月5日(金)

入 札 実 施 日 令和6年4月11日(木)

小矢部市総務部財政課

目 次

- ◎売却物件（一般競争入札）のご案内…………… 1 P
- ◎入札による売買の概要…………… 2 P
- ◎市有財産の一般競争入札説明書…………… 3～8 P
- ◎入札心得書…………… 9 P
- ◎売買契約書例……………10～12 P
- ◎様式
（参加申込書、誓約書、入札書、委任状、同意書）……………13～17 P
- ◎参考－関係法規……………18～19 P
- ◎物件案内（物件調書、位置図、写真）……………20～22 P

<お問い合わせ先>

〒932-8611 小矢部市本町1番1号

小矢部市総務部財政課

TEL 0766-67-1760（内線222）

売却物件（一般競争入札）のご案内

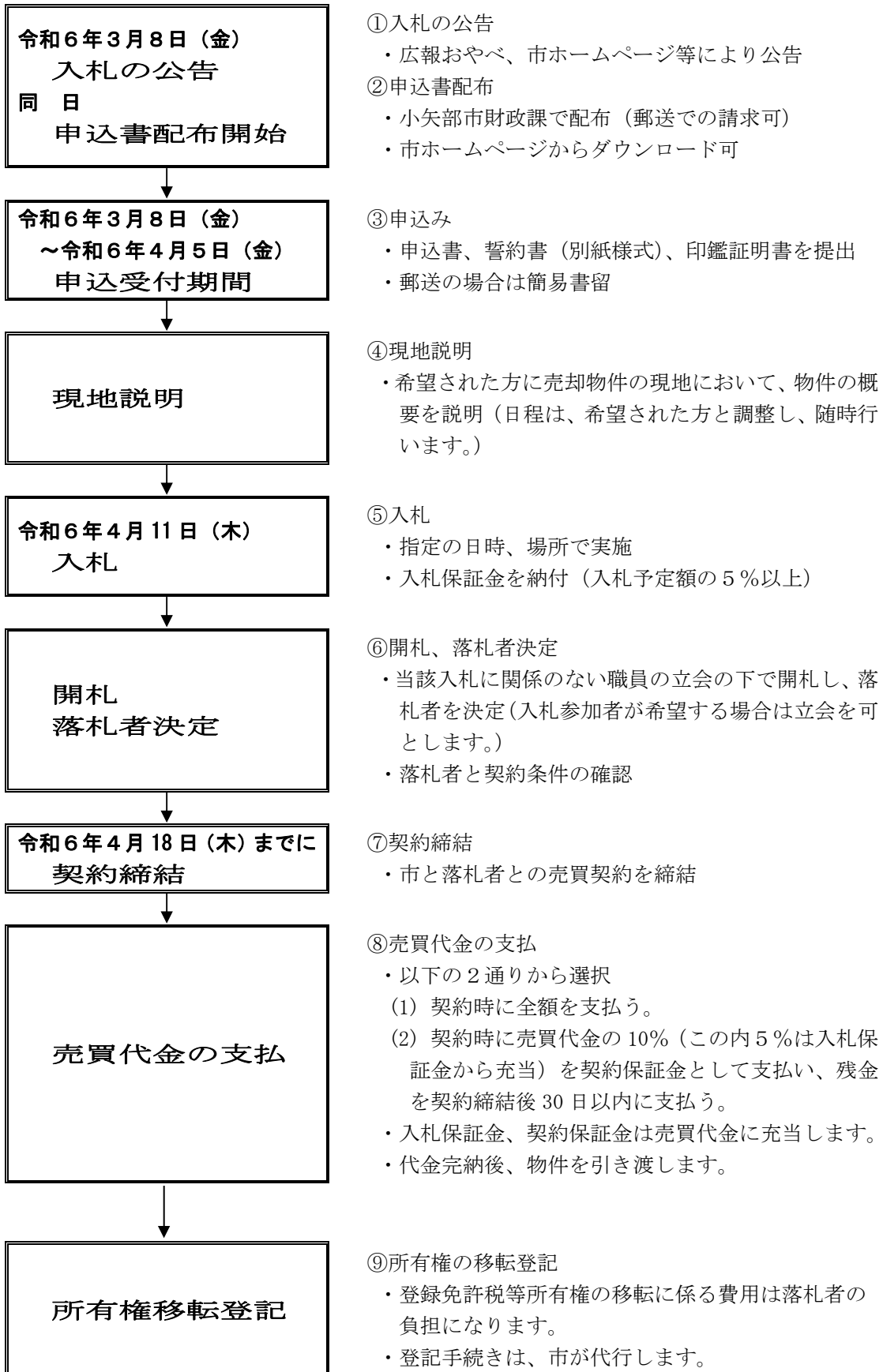
物件 番号	所在地	地目	登記面積	用途地域 (容積率/建ぺい率)	現地説明 日時	開札日時
9	小矢部市 石動町2210番 2211番 2212番 2213番 2214番 2215番 2216番 2217番	雑種地	土地 296㎡	準工業地域 (200%/60%)	随時 希望者と調整	4月11日(木) 10:00から

物件番号9 予定価格 ¥9,472,000-

(注意)

- ・上記の予定価格未満の入札は無効となります。
- ・売買は登記面積で行います。
- ・現地説明、入札の日時をご確認下さい。
(なお、現地説明の場所は物件所在地、入札の場所は小矢部市役所4階講堂です。)
- ・現地説明を希望される方は、申込書にその旨を記入願います。
(希望がなかった場合の現地説明は行いません。)

<入札による売買の概要>



市有財産の一般競争入札説明書

1 入札の資格

入札には、個人、法人を問わずどなたでも参加いただけます。ただし、下記(1)から(5)までに該当する方は、この入札に参加することはできません。

- (1) 成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに破産者で復権を得ない者
- (2) 過去2年間に以下の事項に該当する者
 - ① 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - ⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - ⑦ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づき、同法第5条「観察処分」の決定を受けた団体及びその関係者
- (5) 入札参加者の住所地又は法人の所在地において市町村税の滞納がある者

2 入札参加の申し込み

この入札に参加するためには事前の申し込みが必要です。

申し込みには、(1) 市有財産一般競争入札参加申込書（実印で押印すること。）

- (2) 誓約書
- (3) 同意書
- (4) 印鑑証明書（法人、個人共）
- (5) 登記事項全部証明書（法人のみ）
- (6) 入札参加者の住所地又は法人の所在地における市町村税納税証明書（入札参加資格審査用）

が必要になります。

所定の様式に必要事項を記入し、記名押印のうえ申し込みください。なお、郵送による申し込みも受け付けます。

持参される場合：令和6年4月5日（金）までに小矢部市財政課に提出してください。

郵送される場合：令和6年4月3日（水）までに簡易書留で発送されたものを受け付けます。（当日消印有効）

送付先：〒932-8611 小矢部市本町1番1号
小矢部市役所総務部財政課まで

1物件に対して2名以上の連名（共有）による申し込みも可能です。

ただし、落札決定後の売買契約及び所有権の移転登記は、入札参加申込書に記載された名義でしか行いません。

※(4)及び(5)は参加申込書提出日前3か月以内に発行されたもの、(6)は参加申込書提出日前2週間以内に発行されたものに限ります。

3 物件の現地説明

(1) 日時

希望者と調整し、随時行います。

(2) 場所

物件の現地にて行います。

(3) 注意事項

現地説明への参加、不参加は自由ですが、不参加の場合でも、現地説明事項等についてはすべて了知されたものとみなしますので、ご了解の上、入札に参加願います。なお、参加希望者がいない場合は、現地説明は行いません。

4 入札、開札の日時及び場所

(1) 日時

令和6年4月11日（木） 10時から

なお、開札については、入札後、直ちに行います。

(2) 場所

小矢部市役所4階講堂

(3) 注意事項

入札は上記開始時間を厳守して行います。

開始時間に遅れた場合は、入札に参加できませんのでご注意ください。

入札保証金の納付及び受付は、上記入札開始時間の45分前から10分前まで行いますので、必ず開始時間までに納付を済ませてください。

5 入札時の持参品

(1) 入札書（所定の様式を使用してください。）及び封筒

(2) 委任状（所定の様式を使用してください。）

入札参加申込書の申込本人が入札に参加される場合には不要です。

法人の代表権のない方や個人でやむを得ず代理の方が入札される場合には、委任状を持参してください。

共有者で申し込まれる場合も、委任状を持参のうえ、代表者が手続きを行ってください。

(3) 印鑑

入札者が参加申込書に押印したご本人の印鑑を持参してください。

ただし、代理人が入札される場合にはご本人（委任者）の印鑑は必要ありませんが、代理人の方は委任状に押印したご自分の印鑑を持参してください。

(4) 入札保証金

入札者は、入札金額の 100 分の 5 以上の「入札保証金」を、入札の前に納付しなければなりません。

(例) 次のとおり、1,000,000 円が入札する意図がある場合は、50,000 円以上の入札保証金を納付するようにしてください。

＜入札する金額＞	＜入札保証金額＞
1,000,000 円	× 5/100 = 50,000 円以上

・入札保証金は、原則として小矢部市を支払地とする銀行振出小切手で納付してください。（なお、銀行振出小切手は小矢部市を支払地とし、発行日より 1 週間以内、持参人払い式のものに限ります。）

・落札者の入札保証金は売買契約締結日まで還付しません。なお、入札保証金は契約保証金、売買代金に充当されます。

→ 下記 9 をお読みください。

・落札されなかった方の入札保証金は入札終了後、保証金を納付した時に発行する受領証書と引き換えに速やかに還付します。

(5) 筆記用具（黒のボールペン又は万年筆）

(6) 身分証明書（ご本人又は委任を受けた方と証明できる物。例：運転免許証）

6 入札における注意事項

別添「入札心得書」をよくお読みください。

7 落札者の決定

落札者は、市の予定価格以上の価格で、最高の価格で入札した方とします。

ただし、落札者となる同価格の入札者が二人以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。なお、この場合は、同価格で入札した方はすべて「くじ」を引かなくてはならず、辞退することはできません。

8 契約の締結

落札者は、落札決定した日の翌日から起算して 5 日以内（土曜日、日曜日等市役所の開いていない日を除きます。）に契約を締結しなければなりません。期限までに契約を締結されない場合には、落札は無効となり、落札者が納付した入札保証金は、市に帰属することになります。

9 売買代金の支払方法

売買代金の支払方法は、次の 2 通りの方法があります。いずれの方法によるかは落札後に申し出てください。

(1) 売買契約締結と同時に全額を納付する場合

入札日に納付された入札保証金は売買代金に充当しますので、契約締結の日に売買代金との差額をご用意ください。

(2) 売買代金を市が発行する納入通知書により納付する場合

売買契約締結と同時に契約保証金として売買代金の1割以上を納付していただきます。(入札日に納付された入札保証金は、この契約保証金に充当しますので、その差額を納付することになります。)

市が発行する納入通知書により、売買代金と契約保証金との差額を売買契約の日から30日以内に納付していただきます。

なお、売買代金の支払いが行われなかった場合には、契約保証金は市に帰属することになります。

10 契約に付す条件

売却物件については、契約書において次の制限が付されますので、ご注意ください。

- (1) 「暴力団関連施設その他周辺住民に著しく不安を与える施設の用に供してはならない」こと。
- (2) 「市は指定期間中、(1)及び(2)に定める特約の履行状況を確認するため、随時に実地調査を行うことができる。また、購入者は、正当な理由なくして前項に定める実地調査を拒み、妨げ又は忌避してはならない」こと。
- (3) 「落札者は、(1)、(2)及び(3)の条件に違反した場合は、市の定める金額を違約金として市に支払わなければならない」こと。

11 所有権の移転及び費用負担

- (1) 売買代金が完納したときに所有権の移転があったものとし、直ちに物件を現状のまま引き渡します。
- (2) 土地の所有権の移転登記は、物件の引渡し後、市が行います。
- (3) 売買契約書(市保管用のもの1部)に貼付する収入印紙(印紙税)、所有権の移転登記に必要な収入印紙(登録免許税)及び住民票(法人の場合は、登記事項全部証明書)等、本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、落札者の負担となります。(ただし、仲介手数料はかかりません。)

12 公租公課

所有権移転後における売却物件に賦課される公租公課で、落札者を義務者として課されるものについては、落札者の負担となります。

13 売買結果の公表について

今回の売却については、市は落札者の同意を得たうえで、売却結果を公表できるものとします。

公表の概要は、以下の通りです。

(1) 公表時期

落札者決定後、市が必要と認める時期

(2) 公表内容

- ① 当該財産の所在地、区分及び数量
- ② 売買契約の契約年月日
- ③ 売買契約の契約金額
- ④ 売買契約の相手方の個人、法人の別（法人の場合は、法人名も公表します。）

(3) その他

市広報や本、パンフレットにおいて、契約内容を公表する旨をあらかじめ公告するとともに、さらに落札時には公表に同意する旨の文書を提出することとします。

14 特約条項

- (1) 現状有姿での引き渡しになります。
- (2) 本物件は、埋蔵文化財包蔵地に存在します。埋蔵文化財包蔵地において土木工事などの開発行為を実施する場合は、手続きが必要となります。
- (3) 本物件に係る土壌調査は行っていません。
- (4) 本物件内のゴミ、ガラ等の撤去・処分については、落札者の負担により行ってください。
- (5) 所有権移転後に売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであることを発見しても、売買物件の修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完請求、売買代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。
- (6) この説明書に定めのない事項については、小矢部市会計規則（昭和 61 年規則第 8 号）その他関係法令等の定めるところによります。

小切手についてのお願い

入札保証金を小切手で納付される場合には、この用紙を金融機関に窓口にお示しになり、次のとおり小切手を振り出してもらってください。

記

※支払地について 必ず小矢部市内に所在する店舗を支払地としてください。 支払地が小矢部市でない場合は受領できません。	
小 切 手	
※支払地	小矢部市◎◎町△△ ××銀行□□支店
¥ 1, 000, 000 —	
上記の金額をこの小切手と引き換えに	
※持参人	へお支払ください。
※振出人	※令和 年 月 日 ○○市☆☆町▲▲ ●●銀行■支店
※振出人について 市内に支店のある各銀行、信用金庫、農協が振り出す小切手にしてください。上記以外の場合は、受領できません。	※発行日より1週間以内 のものをお持ちください。
※受取人について 持参人払いとしてください。	

(注意)

- 1 線引き小切手については、一般線引き（二本線の中に「銀行渡り」又は「BANK」の表示があるもの）であれば受領できます。
特定線引き（二本引きの中に金融機関名の表示があるもの）の場合は受領できませんのでご注意ください。
- 2 小切手振出の際には、金融機関所定の手数料が必要です。

入札心得書

第1条 入札希望者は、「市有財産の一般競争入札説明書」及びこの「入札心得書」を熟読のうえ入札してください。

第2条 現物と公示物件に相違があった場合でもこれを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第3条 入札者が代理人である場合には、入札前に必ず委任状を担当者へ提出してください。

第4条 入札書は、所定の様式に必要な事項を記載し、記名押印のうえ封かんし、入札者の氏名を明記して、所定の入札箱へ投函してください。

第5条 入札金額は、入札用紙に右詰め物件の金額を算用数字で表示し、最初の数字の前に「金」又は「¥」を明記してください。

第6条 提出した入札書は、事由の如何にかかわらず、引き換え、変更又は取消しをすることはできません。

第7条 次の各号に該当する入札は無効とします。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者の入札
- (2) 入札参加申込書等事前に指定した書類を提出していない者の入札
- (3) 入札の時間前に入札保証金を納付していない者の入札
- (4) 入札金額の100分の5に満たない入札保証金を納付した者の入札
- (5) 入札書の記載事項が不明な入札及び入札金額を訂正し、その箇所に押印のない入札
- (6) 入札書に記名若しくは押印のない入札
- (7) 一物件につき、一人で2通以上の入札書を提出した入札
- (8) 一物件につき、一人で他人の代理人も兼ねて参加した者の入札又は一人で二人以上の代理をした者の入札
- (9) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者の入札
- (10) 予定価格が事前に公表されている入札にあたり、予定価格未満の価格の入札
- (11) 前各号に掲げる者のほか、「市有財産の一般競争入札説明書」及びこの「入札心得書」に規定する入札に関する条項に違反した者の入札

第8条 開札は、次のとおりとします。

- (1) 入札後直ちに入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合には、市が指定した者を立ち会わせて開札します。この開札の場合には、異議の申し立てはできません。
- (2) 開札をした結果、落札者があるときはその者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額をお知らせします。

第9条 落札者は、市の予定価格以上の最高の者をもって決定します。ただし、落札者となる同額の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。

市有財産売買契約書

売出人 小矢部市（以下「甲」という。）と買受人 （以下「乙」という。）との間において、次の条項により売買契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、次のとおりとする

- (1) 所在地
- (2) 区 分
- (3) 地 目
- (4) 数 量 土地 m²

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 円とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約の締結と同時に契約保証金として金（契約金額の 10/100 以上）円を甲に納付しなければならない。

- 2 入札保証金は、契約保証金に充当するものとする。
- 3 契約保証金は第5条第2項に定める遅延利息及び第12条に定める違約金の予定又はその一部と解釈しない。また、入札保証金及び契約保証金には、利息は付さないものとする。
- 4 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。
- 5 甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を市に帰属させるものとする。

（売買代金納付期限等）

第5条 乙は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた金（落札金額から契約保証金を差し引いた額） 円を、甲の発行する納入通知書により指定期日までに、甲に支払わなくてはならない。

- 2 乙が前項に規定する納付期限までに、売買代金を支払わないときは、甲は、納付期限到来の日の翌日から納付する日までの日数に応じ、納付すべき売買代金の額につき年 14.6 パーセントの割合で計算した金額を遅延利息として徴収することができるものとする。

（所有権の移転及び登記）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金（前条第2項の規定による遅延利息を含む。）の支払いを完了したときに乙に移転するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により所有権が移転したときは甲に対して所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により速やかに所有権の移転登記を嘱託するものとする。

(売買物件の引渡し)

第7条 甲は、売買物件の所有権が移転した後、直ちに売買物件を乙に引渡し、乙は、直ちに売買物件の受領書を甲に提出するものとする。

(危険負担)

第8条 乙は、この契約締結の時から売買物件の引渡しの時までの間において、甲の責めに帰すことのできない理由により売買物件が滅失し、又は毀損した場合には、甲に対して売買代金の減免を請求することができないものとする。

(契約不適合責任)

第9条 乙は、この契約締結後、引き渡された売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであることを発見しても、売買物件の修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完請求、売買代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

2 当該敷地内の土壌汚染の有無は不明である。万が一、所有権移転登記後に土壌汚染が発見された場合は、撤去に関する費用は乙の負担とし、甲に法的請求又は費用負担等を求めないものとする。

(特則)

第10条 乙は、売買物件を暴力団関連施設その他周辺の住民に著しく不安を与える施設の用に供してはならない。

(実地調査等)

第11条 甲は、指定期間中は、前条に定める特約の履行状況を確認するため、随時に実地調査を行うことができる。

2 乙は、正当な理由なくして前項に定める実地調査を拒み、妨げ又は忌避してはならない。

(違約金)

第12条 乙は、第10条及び前条第2項に定める義務に違反したときは、金(契約金額の100分の30)円を、違約金として甲に支払わなくてはならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、前条の規定にかかわらず、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号の一に該当する場合には、何らの催告なく本契約を解除することができる。

(1) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て等を受けたとき。

(2) 破産、民事再生法、会社更生法の開始決定や申立てを受けたとき、又は申立てをしたとき。

(3) 租税公課の滞納処分を受けたとき。

(4) 財産状況の悪化等、取引の継続が不能となったと認められるとき。

(原状回復及び返還金等)

第14条 乙は、甲が前条の規定により解除権を行使したときは、甲が指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないとき、又は、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに売買物件の所有権移転登記承諾書等を甲に提出しなければならない。

3 甲は、前条第1項の規定により解除権を行使したときは、収納済みの売買代金を乙に返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

4 甲は、前条の規定により解除権を行使したときは、前条に規定するものを除き、乙が支出した一切の費用を負担しない。

(損害賠償)

第15条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、第12条の規定とは別にその損害の賠償を請求することができる。

(返還金の相殺)

第16条 甲は、第14条第3項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が前条に定める損害賠償金を支払う義務があるときは、返還する売買代金の一部又は全部と相殺する。

(契約等の費用)

第17条 所有権の移転登記に要する費用その他この契約により生じる費用は、乙の負担とする。

(公租公課)

第18条 所有権移転後における売買物件に賦課される公租公課で、乙を義務者として課されるものについては、乙の負担とする。

(協議)

第19条 この契約に関して疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(裁判の管轄)

第20条 この契約に関する紛争については、小矢部市役所の所在地を管轄する富山地方裁判所高岡支部を第1審の裁判所とする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 売出人 富山県小矢部市本町1番1号
小矢部市長 桜井 森 夫

乙 買受人 住所

氏名

市有財産一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

(あて先) 小矢部市長

< 申込人 >

住 所

氏 名

印

電 話

< 代理人 >

住 所

氏 名

印

電 話

下記市有財産の一般競争入札に参加いたしたく、申し込みます。
入札参加物件

物件の所在地：小矢部市石動町 2210 番、2211 番、2212 番、2213 番、
2214 番、2215 番、2216 番、2217 番
面 積：土地 296 m²

現地説明を 希望する ・ 希望しない (いずれかに○をつけてください。)

< 注意事項 >

- 1 添付書類として誓約書、印鑑証明書を同封願います。
- 2 代理人が入札に参加されるときは、申込人（委任者）の住所、氏名、電話を「申込人」欄に記入（押印は不要）し、代理人の住所、氏名、電話を「代理人」欄に記入のうえ、押印してください。
- 3 共有名義で申し込まれる場合、申込者の欄には、共有者を代表して入札手続（入札保証金の納付、入札書の記入等）を行う方の所定事項を記入してください。他の共有者は委任状に必要事項を記入のうえ提出してください。
- 4 法人名義で申し込まれる場合は、法人の印鑑は法人の代表者印を使用してください。

誓 約 書

令和 年 月 日

(あて先) 小矢部市長

住所

氏名

印

私は小矢部市が実施する市有財産一般競争入札の申込みにあたり、下記の事項を誓約いたします。

1. 現在、成年被後見人、被保佐人、被補助人のいずれにも該当しません。又は破産宣告を受けておりません。
2. 過去2年間、地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第7号までの規定に該当したことはありません。
3. 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に該当する者ではありません。
4. 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」(平成11年法律第147号)に基づき、「観察処分」の決定を受けた団体及びその構成員若しくはその関係者ではありません。
5. 市有地を購入したときは、これを上記3又は4に該当する者に譲渡又は貸与することはありません。
6. 入札に対し、入札物件、主な売買条件、入札説明等全て承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について小矢部市に対し一切の異議及び苦情を申し立てません。

入札書

令和 年 月 日

(あて先) 小矢部市長

入札者住所 _____

入札者氏名 _____ 印 _____

※印鑑証明書の印をご使用ください。代理人の場合は、委任状の印鑑をご使用ください。

物件の所在地 小矢部市石動町 2210 番、2211 番、2212 番、2213 番、2214 番、2215 番、2216 番、2217 番

面 積 土地 296 m²

上記の物件について、下記の金額をもって入札します。

金額 (※)	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
入札保証金 (※の5%以上の額)										

<注意事項>

- 1 金額の数字は算用数字を使用してください。初めの数字の頭に「金」又は「¥」を記入してください。

委 任 状

代理人 住 所 _____

氏 名 _____

私は、上記の者をもって代理人と定め、下記市有財産の一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

代理人使用印

記

物件の所在地 小矢部市石動町 2210 番、2211 番、2212 番、
2213 番、2214 番、2215 番、2216 番、2217 番

面 積 土地 296 m²

令和 年 月 日

申込人（委任者） 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

<注意事項>

- 1 申込人（委任者）の印は、印鑑登録済みの印鑑を使用し、印鑑証明書を添付してください。
- 2 委任者が法人代表で社内代理人の場合でも、委任状は必要です。

同 意 書

私は、本入札の結果を公表することに同意します。

令和 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

[参考一関係法規]

地方自治法施行令

(一般競争入札の参加者の資格)

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について 3 年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (4) 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

(国及び地方公共団体の責務)

第 32 条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。

- (1) 指定暴力団員
- (2) 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (3) 法人その他の団体であつて、指定暴力団員がその役員となっているもの
- (4) 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律

(定義)

第 4 条 この法律において「無差別大量殺人行為」とは、破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）第 4 条第 1 項第 2 号へに掲げる暴力主義的破壊活動であつて、不特定かつ多数の者を殺害し、又はその実行に着手してこれを遂げないもの（この法律の施行の日から起算して 10 年以前にその行為が終わつたものを除く。）をいう。

2 この法律において「団体」とは、特定の共同目的を達成するための多数人の継続的結合体又はその連合体をいう。ただし、ある団体の支部、分会その他の下部組織も、この要件に該当する場合には、これに対して、この法律による規制を行うことができるものとする。

(観察処分)

第5条 公安審査委員会は、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行った団体が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、その活動状況を継続して明らかにする必要があると認められる場合には、当該団体に対し、3年を超えない期間を定めて、公安調査庁長官の観察に付する処分を行うことができる。

- (1) 当該無差別大量殺人行為の首謀者が当該団体の活動に影響力を有していること。
- (2) 当該無差別大量殺人行為に関与した者の全部又は一部が当該団体の役職員又は構成員であること。
- (3) 当該無差別大量殺人行為が行われた時に当該団体の役員（団体の意思決定に関与し得る者であつて、当該団体の事務に従事するものをいう。以下同じ。）であつた者の全部又は一部が当該団体の役員であること。
- (4) 当該団体が殺人を明示的に又は暗示的に勧める綱領を保持していること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当該団体に無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認めるに足りる事実があること。

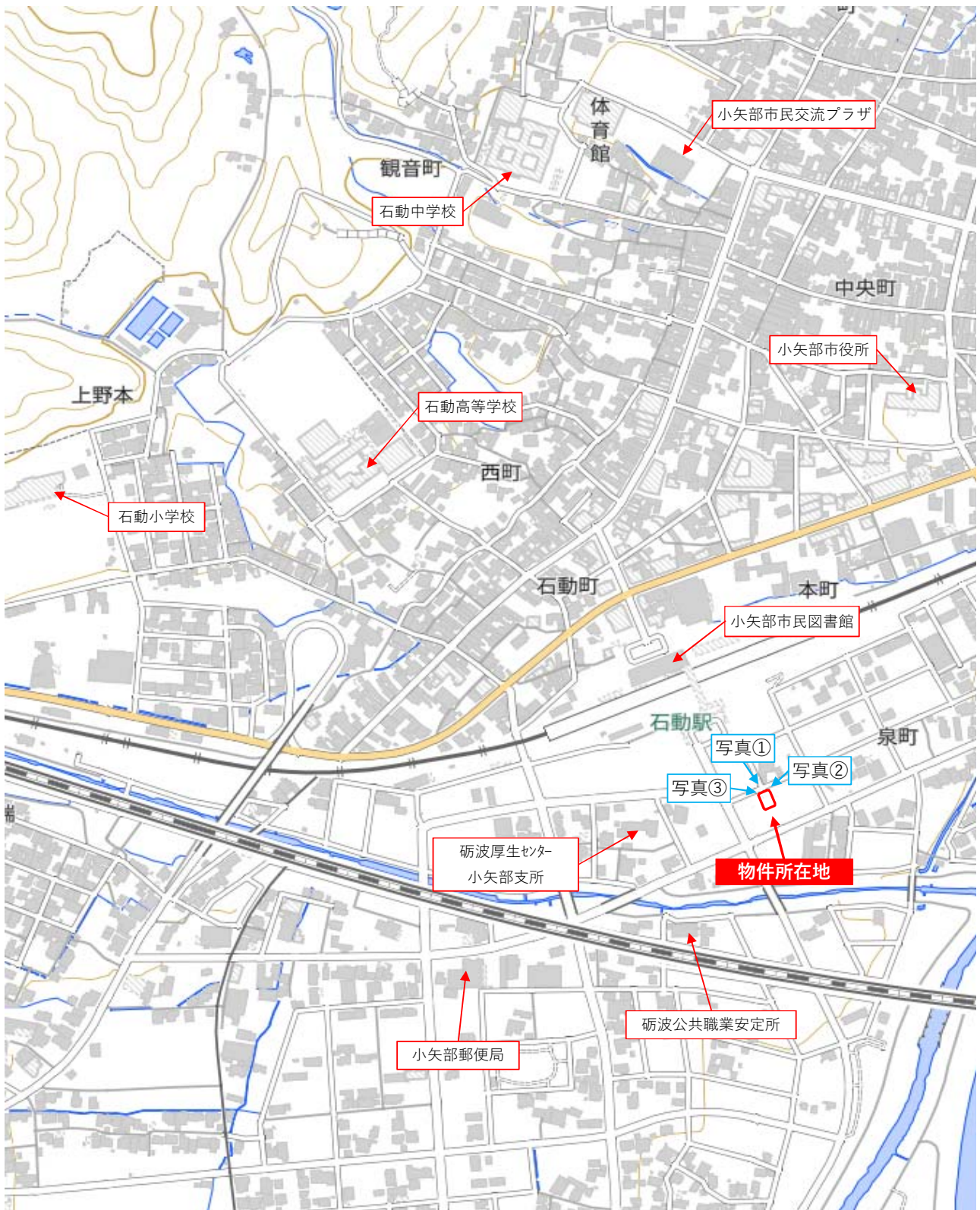
- 2 省略
- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略

物 件 調 査 書

物件番号	9
------	---

所在地	小矢部市石動町 2210 番、2211 番、2212 番、2213 番、2214 番、2215 番、2216 番、2217 番				
予定価格	9,472,000 円				
土地	面積	296 m ²	地目	雑種地	
接面道路の幅員及び構造	市道石動町 2 号線 6.0m アスファルト舗装				
法令に基づく制限	都市計画法	都市計画区域内 非線引き区域			
	建築基準法	用途区域	準工業地域		
		建ぺい率	60%	容積率	200%
		防火地域等	指定なし	その他	-
その他の法令	-				
私道負担等に関する事項	負担の有無	無	負担の内容	-	
供給処理施設の状況			事業所名	電話番号	
	電 気	引き込み可	-	-	
	上 水 道	引き込み可	小矢部市公営企業	67-1760	
	下 水 道	引き込み可	小矢部市公営企業	67-1760	
	ガ ス	プロパンガス	-	-	
交 通 機 関	鉄 道	あいの風とやま鉄道 石動駅 約 100m			
	バ ス	石動駅南口バス停 約 160m			
公 共 施 設	市 役 所	小矢部市役所	北東	約 460m	
	小 学 校	石動小学校	北西	約 830m	
	中 学 校	石動中学校	北	約 790m	
参 考 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・現状有姿での引き渡しになります。 ・本物件は、埋蔵文化財包蔵地に存在します。埋蔵文化財包蔵地において土木工事などの開発行為を実施する場合は、手続きが必要となります。 				

【位置図】





No. 1

①からの写真



No. 2

②からの写真



No. 3

③からの写真
